

所属部会に関係なく、ご参加いただけます（無料！）

令和5年9月1日

会員事業場 各位

公益社団法人京都労働基準協会 京都下支部
金属機械部会・電器部会

2部会合同研修会開催のご案内

拝啓 処暑の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、業種別部会活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、金属機械部会・電器部会の2部会合同研修会を、下記により開催することとなりました。つきましては、業務ご多忙のこととは存じますが、万障お繰り合わせのうえご参加賜りますようご案内申し上げます。

敬具

記

1. 日 時：令和5年11月27日（月）

15:00～16:30

2. 場 所：京都経済センター6階 会議室6-D

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地

※最寄りの公共交通機関をご利用下さい。



3. テーマ：『職場の三大ハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ）』について

4. 講 師：京都総合法律事務所 パートナー弁護士 伊山 正和 氏

【講師紹介とセミナー概要】

2000年に弁護士登録（京都弁護士会）。以来、20年余りにわたり、幅広い分野で数多くの案件に対応。現在は、就業規則の見直し、労働組合との適切な対応方法、残業代請求を受けた際の対応、問題社員に対する注意指導方法など、企業側・使用者側の立場から、労務・労働問題を中心とする法律諸問題の解決に向けたサポートに注力。Twitterで人事労務関連の情報発信を行うほか、近時の最高裁判例については、いち早く YouTube にて解説動画を投稿している。労務関連のセミナーにも数多く登壇。近著に「ポイントで解決！そこが知りたい労務相談」（産労総合研究所出版部・経営書院）。

今回の講演では、「職場の三大ハラスメント 企業側における対応の仕方」と題し、従業員がハラスメントを受けたという主張をしてきた場合の心構えと、具体的な対応方法について解説を行う。職場でのハラスメント行為はあってはならないが、ハラスメントを受けたと思えば、それだけでハラスメントにあたるというわけではない。ハラスメントだという主張を受けることをおそれて、必要な注意指導まで手控えてしまっては本末転倒である。一方で、セクハラについては、従業員にそう思われてしまうような行動自体を慎まなければならない。こういった違いがなぜあるのか。冗談のつもりが通用しないのはどうしてか。ハラスメントを受けたという主張に対して、どういう対応をしなければならないのか。多くの企業でお悩みのことごとについて、企業側の立場で解説を行う。

5. 対象者：京都下支部 全会員事業場（所属部会に関係なし）

6. その他：会場の都合により、先着50名とさせていただきます。

※裏面の申込票で、11月10日（金）迄にファックス願います。

以上

所属部会に関係なく、ご参加いただけます（無料！）

（公社）京都労働基準協会 京都下支部事務局 宛

FAX：075-353-3530

FAX 連絡票

金属機械部会・電器部会

2 部会合同研修会 申込票

- ・日 時： 令和5年11月27日（月） 15時00分～16時30分
- ・場 所： 京都経済センター6階 会議室6-D
- ・申込者：

事業場名 _____

TEL _____ FAX _____

役職・氏名

部 署	役 職	氏 名

※締切日：令和5年11月10日（金）迄にお申込みください。